

資料

【報告1】

総合相談窓口（ブランチ）の休止について

令和2年度 第1回大阪市地域包括支援センター運営協議会

令和2年7月

大阪市 福祉局 高齢福祉課

総合相談窓口（ブランチ）の休止について

令和2年2月13日

- ・瑞光ブランチ（東淀川区北部圏域）の受託法人である社会福祉法人水仙福祉会より、東淀川区北部地域包括支援センターを運営する社会福祉法人井高野福祉会へ、令和2年4月1日以降の総合相談窓口（ブランチ）業務の受託辞退についての申出書が提出される。
- ・申出書に記載された受託辞退の理由：担当職員の人事異動に伴い後任を検討していたが、人材確保が難しく、今後の業務継続が困難となったため。

令和2年3月4日

令和元年度 第3回東淀川区地域包括支援センター運営協議会

- ・瑞光ブランチ休止に至る経過が報告される。
- ・令和2年3月31日までに、総合相談窓口業務（ブランチ）業務は東淀川区北部地域包括支援センターに引継ぎを終了し、瑞光地域についての相談対応ができる体制を取っている。
- ・水仙福祉会はブランチを辞退したが、瑞光地域在宅介護支援センターの機能は従前どおりであるため、地域住民の相談は継続されることとなっている。
- ・現時点で、区運営協議会としては、新たなブランチを設置せず、東淀川区北部地域包括支援センターが業務を担うことで承認される。

令和2年3月23日

- ・東淀川区役所担当者および東淀川区北部地域包括支援センター職員による実態確認。

令和2年4月1日

- ・当課へ総合相談窓口（ブランチ）業務引継完了確認書が提出され、水仙福祉会から東淀川区北部地域包括支援センターへの総合相談窓口（ブランチ）業務が引継がれたことを確認。

令和2年6月1日

令和2年度 第1回東淀川区地域包括支援センター運営協議会

- ・瑞光ブランチ休止後の状況について報告される。
- ・総合相談窓口業務（ブランチ）は東淀川区北部地域包括支援センターに引継がれている。
- ・水仙福祉会としては在宅介護支援センターの機能は継続するため、これまでの関係性を活かし、必要な社会資源のひとつとして今後も適宜連携をはかっていく。
- ・包括への来所が地理的に困難となると予測される地域は必要に応じて訪問等により対応する。